

感染症の予防及びまん延防止のための指針

甲南訪問看護ステーション

1 基本方針

甲南訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の健康と安全を守るための支援が求められている。平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、原因の速やかな特定、まん延防止に努め早期終息をはかることが重要である。その為、事業所は、感染症の原因の特定およびまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定める。当事業所の全職員は本指針に沿って業務にあたることとする。

2 感染症対策委員会の設置

- (1) 事業所は感染症の発生や感染拡大を防止するとともに、発生時の対策を検討することを目的に、感染症対策委員会を設置する。
- (2) 感染症対策委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、事業所の管理者とする。
- (3) 感染症対策委員会の開催にあたっては、管理者および在籍する職員が参加する。
- (4) 感染症対策委員会は、3 ヶ月に 1 回以上開催するほか必要に応じて開催する。委員会は必要に応じて同じ事業所内の他の介護事業所と合同で開催することができる。
- (5) 感染症対策委員会は下記について審議する。
 - ① 感染症対策指針及びマニュアル、業務継続計画の整備に関すること。
 - ② 感染症対策のための職員研修計画の策定に関すること。
 - ③ 感染症予防対策に向けた取り組みに関すること。
 - ④ 利用者・職員の健康状態の把握に関すること。
 - ⑤ 感染症発生時の対応に関すること。
 - ⑥ 発生した感染症の原因分析及び再発防止策に関すること。

3 感染症対策のための職員研修

- (1) 職員研修は、感染症の予防及びまん延防止に関する基礎的内容等の基本的な考え方や具体的な対策について職員に周知徹底を図ることを目的とする。
- (2) 研修は年 1 回以上実施する。また、新規採用者には採用時に別途研修を実施する。
- (3) 研修の実施については、研修実施記録を作成して保存する。

4 感染症対策のための訓練（シミュレーション）

- (1) 訓練（シミュレーション）は、感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染対策を講じた状態での看護等の演習の訓練を行う。
- (2) 全職員を対象に年 1 回以上の訓練を実施する。
- (3) 訓練（シミュレーション）の実施については、訓練実施記録を作成して保存する。

5 平常時の対応

- (1) 事務所内の衛生管理（環境整備等）
 - ・人がよく触れる場所、訪問車内、訪問の使用物品について除菌クロスで拭く。
 - ・換気を行う（事務所内・車内）
 - ・ゴーグル、マスク、手袋、エプロンなど物品管理
- (2) ケアにかかる感染対策（手洗い、標準予防策）
 - ・出退勤時の手洗い、手指消毒
 - ・出勤前の検温、体調管理（体調不良時の早期報告、出勤停止）
 - ・利用者や家族の健康状態の把握
 - ・勤務中のマスク着用、利用者へマスク着用の呼びかけ
 - ・職員の標準予防策の徹底、手指消毒のタイミング順守
 - ・感染の可能性がある場合は、荷物は最小限にして玄関で PPE 装着する。

6 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合、企業所は利用者等の生命や身体に重要な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
 - ・感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する
 - ・感染者及び感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握等必要な情報収集を行う
- (2) 感染拡大の防止
 - ・感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、周知、指導する
 - ・感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する
 - ・感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する
 - ・感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する
 - ・ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する
- (3) 医療機関との連携
 - ・感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する
 - ・医療機関からの指示内容を法人・事業所等内で共有する
- (4) 保健所との連携
 - ・疾病の種類、状況により報告を検討する
 - ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
 - ・保健所からの指導内容を全職員で共有する
- (5) 行政関係機関との連携
 - ・報告の必要性について検討する
 - ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する

7 感染症に苦情解決方法に関する事項

感染症に係る苦情については、その都度適切に対応する。

8 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるように配慮する。

附則

本方針は、2024年4月1日から施行する。